

杉並区立高井戸第四小学校「いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、高井戸第四小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定しました。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識(いじめの定義、いじめの態様)を全教職員で共有します。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2. いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラーからなるいじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。

3. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

いじめに関するアンケートを年3回実施し、状況を認知するための重要な資料の一つとして、アンケートは5年間保管します。(別表)

4. 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告します。
- (2) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、済美教育センター、子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター等、関係機関と連携して対応します。
- (3) いじめの内容が犯罪行為としてとり扱われる場合は、高井戸警察署と連携して対応します。

5. 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供します。

6. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一にいじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

7. 学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、改善を行います。

8. 解消後の取り組み

いじめが解消された場合でも引き続き(少なくとも3か月程度)注視します。また、いじめに関する記録を一定期間保管します。(5年間)

別表 「いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み」

1. 学校全体としての取り組み

			児童にかかわること	保護者との連携・依頼
いじめの未然防止			○全教育活動を通した人権教育の充実 ○道徳の時間の指導の充実による正しい判断力の育成 ○コミュニケーション能力の育成によるよりよい学級・学校での人間関係づくり ○安心できる学校・学級づくりと豊かな体験活動の充実	○何でも話せる親子関係の構築 ○友達のよいところを見つける目 ○家庭、学校、社会のルールへの尊重と携帯電話、インターネット、ゲーム等の情報機器の使用の約束づくり ○保護者同士のよりよい人間関係づくり
いじめの早期発見			○集団から離れている児童への声かけ ○日々の友達関係の悩みを担任に相談する学級づくり ○いじめアンケート、個別面談での情報提供 ○児童の作品や持ち物等へのいたずらの早期発見対応	○持ち物、服装の汚れや破損、紛失、ケガのチェック ○日常的な子供との会話の中で気になることに気付く目 ○学校の話をしたがらなくなる子供への対応と学校行きたがらなくなる子供への対応等 学校への情報提供
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	被害児童	○本人や周囲からの聞き取りによる身体的、精神的な被害状況の把握とＳＣによる適切な対応 ○全教師による被害を継続させない体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決	○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組みへの理解を求め協力してもらう
		加害児童	○やったことの事実確認と「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談センター等）との連携	○学校はいじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○被害児童への誠意ある謝罪等の対応をすることを伝える
	暴力を伴わないいじめ	被害児童	○本人や周囲からの聞き取りによる身体的、精神的な被害状況の把握とＳＣによる適切な対応 ○全教師による被害を継続させない体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決	○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組みへの理解を求め協力してもらう
		加害児童	○やったことの事実確認と「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談センター等）との連携	○学校はいじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○被害児童への誠意ある謝罪等の対応をすることを伝える
	行為が明確でないいじめ	被害児童	○本人の心情を聞き取り、学校は「いじめから全力で守っていく」ことを約束する ○全教師による被害を継続させない体制づくりの確認	○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組みへの理解を求め協力してもらう
		加害児童	○「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で、関係する児童に事実確認を行う ○いじめの理由や背景を把握し、根本的な解決を図る ○ＳＣや全教員による継続したいじめ防止体制を築く	○学校はいじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○事実確認後、被害児童への謝罪等の対応を伝える
	直接関係がない児童への対応		○いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じであることを強く指導する ○友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができることの大切さを指導する	○自分の子供が関わっていないくとも、いじめにかかわる情報があった場合は、学校に連絡する ○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育ていく

2. 家庭や地域との連携

①各家庭での取り組み	○自分の子供に関心をもち、子供のストレスや不安に早期に気付くことのできる親であること ○よいこと、悪いことに正面から対応し、毅然とした態度で接する親であること ○子供と日頃から積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を素直に話し合える親であること ○自分がされたくないことは、人にもしないという相手の立場を大切にすることをしっかり教える親であること
②地域での取り組み	○「地域の中で子供は育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携し、地域の教育力を高めていく ○子供たちへの積極的なあいさつ、声かけの励行 ○地域行事への子供たちの積極的参加を保護者にも呼びかける ○気になる子供の言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を醸成する